

固定資産指導会（減価償却の登録）のお知らせ

事業用固定資産で10万円以上の物を購入した場合、その法定耐用年数に応じて分割して経費(減価償却費)として計上します。その事業用固定資産を申告会のシステムに登録・管理し、決算時に減価償却費をスムーズに算出できるよう準備するため、下記の日程にて指導会を開催いたします。該当資産のある方はいずれかの日程にご出席ください。

月 日	10月23日(月) ・ 24日(火) ・ 25日(水) ・ 26日(木) ・ 27日(金)
受付時間	AM 9時～11時 PM 1時～4時
場 所	足立青色申告会 1階
持参書類	・令和4年度決算書 ・本年度購入した <u>10万円以上</u> の事業用資産の明細書 (領収書等)

ご 注 意

- ・今まで固定資産に登録していたものを廃棄、売却した場合も変更登録が必要です(売却の場合は売却金額が分かるものをご持参ください)。
- ・固定資産に異動(売却・廃棄・購入)のない方は、出席する必要はありません。